

第一牧志公設市場（新市場）オープニングイベント業務委託仕様書

1 業務名称

第一牧志公設市場（新市場）オープニングイベント業務委託

2 業務目的

第一牧志公設市場（新市場）の供用開始に伴い、オープニングイベントを実施し、市民・県民に対し供用開始の周知を図り、新市場を含めた中心商店街への誘客と回遊性の向上及び購買促進を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 新市場への移転スケジュール（予定）

仮設市場営業期間：令和 5 年 3 月 4 日（土）まで

新市場への移転期間：令和 5 年 3 月 5 日（日）～3 月 18 日（土）

新市場供用開始：令和 5 年 3 月 19 日（日）

5 業務委託内容

（1）供用開始当日のセレモニーの実施

①日時（予定）：令和 5 年 3 月 19 日（日）午前 10 時～（所要時間 35 分程度）

②場所（予定）：新市場北東側交差点

※雨天時は、新市場 1 階エスカレーター前のオープンスペースにて実施予定

③式次第（予定）

	内 容	所要時間
1	オープニングコメント（司会）	2 分
2	オープニングイベント （演舞団体は第一牧志公設市場事業者組合が手配）	5 分
3	オープニングイベント （演舞団体は第一牧志公設市場事業者組合が手配）	5 分
4	主催者挨拶	3 分
5	挨拶	3 分
6	挨拶	3 分
7	挨拶	3 分
8	挨拶	3 分
9	テープカット（10 人程度）	5 分
10	終了コメント（司会）	1 分

④業務内容

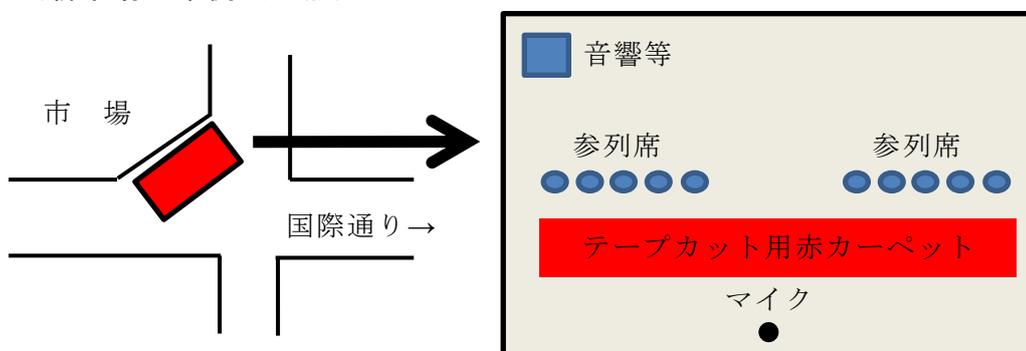
- 1) 会場設営及び撤去
- 2) 進行司会
- 3) 音響機材等の準備及び操作
- 4) テープカットのアテンド

⑤準備備品

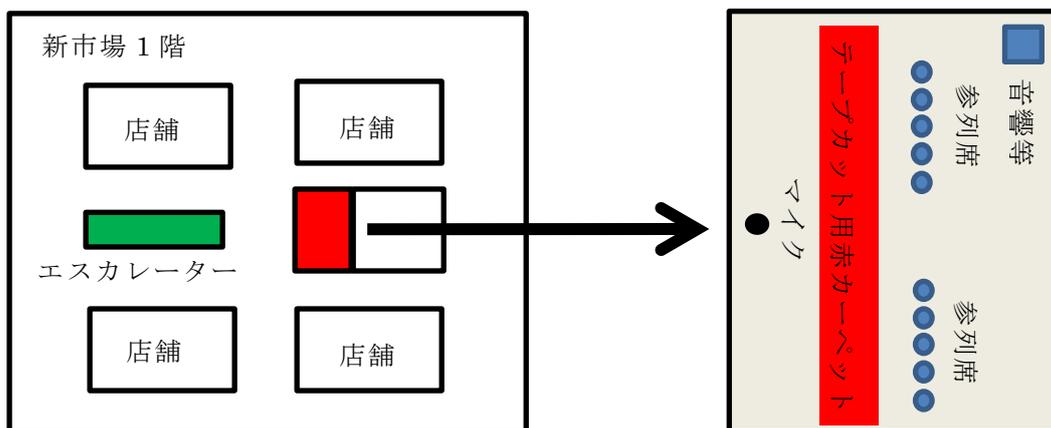
- 1) 音響機材（ファンファーレ等の音源含む）一式
- 2) テープカット備品（赤カーペット・ハサミ・リボン等）一式、
※参列者用のイスは市にて準備する。

⑥セレモニー会場イメージ

（新市場北東側交差点）



（雨天時：新市場1階エスカレーター前オープンスペース）



（2）新市場を含めた中心商店街への誘客と回遊性の向上及び購買促進イベントの実施

- ①実施期間（予定）：令和5年3月19日（日）・21日（火）・25日（土）の3日間の内1日以上
- ②実施内容要件
 - 1) 新市場の供用開始の周知が広く図れるイベントであること。
 - 2) 新市場を含めた中心商店街での購買促進が図れるイベントであること。

※新市場の多目的室及び調理体験室などの諸室の利用可（雨天時の供用開始セレモニー予定場所である、新市場 1 階エスカレーター前のオープンスペースを除く）。

③以下の実施内容は、他の業務委託にて実施予定のため、同様な企画提案は除くこと。

- 1) 横断幕や立看板を用いた仮設市場及び新市場敷地内での第一牧志公設市場移転の広報
- 2) 中心商店街への第一牧志公設市場移転の広報用ポスター及びチラシの制作
- 3) モノレール駅でのポスター掲示（空港駅・県庁前駅・美栄橋駅・牧志駅）及びチラシ配布（県庁前駅・牧志駅）
- 4) デジタルサイネージでの広報（パレットくもじ他 2 カ所）
- 5) SNS（YouTube・Facebook、Instagram）を活用した広報
- 6) 第一牧志公設市場供用開始の新聞協賛広告掲載

6 成果品

- (1) 報告書：A 4 版（カラー・ドッチファイル） 1 部
- (2) 本業務に関する電子データ

7 検収

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を書面で行うこと。市は、納入日から速やかに成果品の検査を行い、その結果不備が認められた場合には、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果品を再度納入すること。また、市は再度納入された成果品の検査を速やかに行うこと。

8 その他の留意点

(1) プライバシー保護およびデータ保護

那覇市個人情報保護条例に則り、個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た情報を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。そのほか、本業務の遂行における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」に定めるとおりとする。

(2) 著作権

作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

ア 本業務により作成された業務の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、市に帰属するものとする。但し、成果品に受注者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物の改変を含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 業務の成果品等に、受注者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受注者に留保されるが、市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを利用できるものとする。

ウ 受注者は、市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

エ 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責任と費用により適切に処理すること。

(3) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進交付金を活用するものであり、補助金の適正な執行を確認するため、本成果品以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合があり、その際は求めに応じ積極的に協力する。

(4) 帳簿等の整備及び保存等について

当該事業に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備し、当該事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存する。

(5) 契約不適合責任

本業務に係る成果品に関して、契約内容に適合しないことが発見されたときは、受注者の費用により修復等の措置を講ずること。

(6) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は市と協議を行うこと。

以上